

電波監理審議会（第926回）議事要旨

1 日 時

平成19年12月21日（金）10:00～

2 場 所

総務省会議室（10階1002会議室）

3 出席者（敬称略）

(1) 電波監理審議会委員

羽鳥 光俊（会長）、井口 武雄（会長代理）、小舘 香椎子、濱田 純一

(2) 電波監理審議会審理官

西本 修一

(3) 幹事

石田 修司（総合通信基盤局総務課課長補佐）

(4) 総務省

寺崎総合通信基盤局長、田中電波部長他

4 議 事 模 様

(1) 2. 5GHz帯の周波数を使用する開設に関する計画の認定について

（諮問第42号）

株式会社ウィルコム、オープンワイヤレスネットワーク株式会社、ワイヤレスブロードバンド企画株式会社及び株式会社アッカ・ワイヤレス（申請順）から申請のあった、2.5GHz帯の周波数を使用する特定基地局の開設に関する計画（以下、「開設計画」と言う。）の認定について諮問があり、まず、平成19年12月18日及び12月20日付で電波監理審議会に提出されたオープンワイヤレスネットワーク株式会社、ソフトバンク株式会社及びイー・アクセス株式会社から電波監理審議会に対する要望書について審議が行われた。審議の結果、本件の審議に当たり、①申請者の経営上の秘密の保持などの正当な利益を保護する観点から審議は非公開とすること、②すでに4回にわたるヒアリングを実施していることから意見の聴取は行わないこと、③申請者等の正当な利益を害さない範囲で審査資料を積極的に公開していくこと、④認定を受ける者とMVNOの同等性の確保については要望として受け止めること等が決定された。

その後、以下のとおり総務省の説明及び審議があった。

○ 総務省の説明及び審議

本件の説明にあたっては、委員の公平な審議に資するため、申請者名をA社、B社、C社、D社とし、申請に関連する事業者名を匿名とした資料を提出することとした。

各申請者の開設計画について、A社については、①より広範かつ早期の基地局配置計画、②円滑な基地局整備能力、③特定基地局の開始・運用に必要な財務的基礎、④電波の能率的な利用を確保するための技術開発・導入計画、⑤MVNOの促進といった点において、他社に比べより開設指針に定める比較審査基準への適合の度合いがより高いと認められる一方、既存の事業者であるため、事業参入の新規性という点でやや適合の度合いが低いと考えられる。

B社については、他の電気通信事業者へのネットワークの提供のみを行う体制を構築することで、MVNO間の公平な取扱いを確保したという点で、他社に比べより優れていると認められる一方、他の比較審査基準においては、他社に比べ特段の優位性は認められないとした。

C社については、①より広範かつ早期の基地局配置計画、②円滑な基地局整備能力、③特定基地局の開始・運用に必要な財務的基礎、④電波の能率的な利用を確保するための技術開発・導入計画、⑤技術方式の標準化のための過去の積極的な貢献といった事項が評価され、これらの項目については、比較審査基準への適合の度合いがより高いと認められるとした。

D社については、第3世代携帯電話事業者のノウハウ等を活用しつつも、ADSL事業者が筆頭株主として事業を主導的に展開する計画を策定したことについて、事業参入の新規性の観点から比較審査基準への適合の度合いがより高いと認められた一方で、より広範かつ早期の基地局配置計画の点で、他社に比べて比較審査基準への適合の度合いが低く、また、他の項目においても特段の優位性は認められないとした。

これらの結果を踏まえ、A社とC社の開設計画を認定することについて諮問するものである。

当該諮問に係る主な審議は以下のとおりである。

- ・ 比較審査の結果について、審査結果を公表する資料に参考として点数を記載することとなった。
- ・ これまでの議論をふまえ、開設計画の認定にあたっては（１）認定開設者に対し、認定開設計画に記載された事項の取組みの実施を推進すること、（２）認定開設者に対し、他の電気通信事業者による無線通信設備の利用を促進するための計画に関する事項の取組みの実施を推進すること、（３）認定開設者に対し、固定系地域バンドの免

許申請希望者に対して関連情報の提供などの協力を通じて誠実に対応するよう指導すること、(4) 認定開設者に対し、上記(1)～(3)の事項について適切に報告を求めるとともに、その進捗に遅れが認められた場合等に必要な対応を行うこと等について総務省に配意を求めることとし、答申書にその旨を付すこととした。

本件審議の結果、A社とC社の開設計画を認定することは適当であるとした後、総務省からA社、B社、C社、D社がそれぞれ株式会社ウィルコム、オープンワイヤレスネットワーク株式会社、ワイヤレスブロードバンド企画株式会社、株式会社アッカ・ワイヤレスであるとの説明があり、総務省の諮問案を適当と認める旨の答申を行った。

(文責：電波監理審議会事務局)